

~~~~~ ○ ~~~~~  
午前11時00分 開議

○議長（林 健児君）

ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、議案第1号から日程第5、議案第5号までを一括議題とします。

議案第1号から議案第5号について、総務建設常任委員長から報告を求めます。

○総務建設常任委員長（若山照洋君）

議長。

○議長（林 健児君）

総務建設常任委員長、お願いします。

○総務建設常任委員長（若山照洋君）

総務建設常任委員会は3月9日に開会しました。本委員会に付託されました事件は審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第41条の規定により御報告申し上げます。

議案第1号大治町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定については、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

質疑はありませんでした。

議案第2号大治町情報公開・個人情報保護審議会条例の一部を改正する条例については、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

質疑はありませんでした。

議案第3号大治町職員定数条例の一部を改正する条例については、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

主な質疑の内容を御報告申し上げます。

職員定数を20人増員するが、20人とした算出の根拠はどの問いに、令和5年3月31日での退職者や総務部と福祉部で課の新設、また、定年延長に伴い職員の新陳代謝を図るための新規採用、そのあたりを見込み5年度から6年度にかけ推計した結果、今回の改正となったとの答弁でした。

議案第4号大治町職員給与に関する条例の一部を改正する条例については、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

質疑はありませんでした。

議案第5号大治町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

質疑はありませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（林 健児君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで質疑を終わります。

まず、議案第1号大治町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についての討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原経夫君議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原経夫君でございます。議案第1号大治町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、反対します。

国は個人情報保護法を改正し、個人情報を保護する措置をしながらも民間事業者に個人情報を提供することができるようにします。私はこの法律改正に強く反対する立場です。よって、この条例制定にも反対します。

○議長（林 健児君）

続きまして、原案に賛成の方の発言を許します。

○7番（松本英隆君）

議長。

○議長（林 健児君）

7番松本英隆議員。

○7番（松本英隆君）

7番松本英隆です。議案第1号大治町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、賛成の立場で討論いたします。

この条例案は法律の改正に伴い手数料や開示期限の短縮などを定めたものであります。

また、個人情報の提供に関する事柄などを定めたものではありません。個人情報の安全管理については法律に基づいて適切に行われるべきものであり、法律の規定においても不正に個人情報を外部へ提供できるなどともなっておりません。現行の個人情報保護条例からサービスが後退にならないよう必要な条例と考えます。したがって、この案件に賛成するものです。皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（林 健児君）

これで討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 9名]

○議長（林 健児君）

起立多数です。したがって、議案第1号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第2号大治町情報公開・個人情報保護審議会条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（林 健児君）

起立全員です。したがって、議案第2号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第3号大治町職員定数条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定する

ことに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（林 健児君）

起立全員です。したがって、議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第4号大治町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（林 健児君）

起立全員です。したがって、議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第5号大治町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（林 健児君）

起立全員です。したがって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第6号から日程第11、議案第11号までを一括議題とします。

議案第6号から議案第11号について、文教厚生常任委員長から報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（後藤田麻美子君）

はい、議長。

○議長（林 健児君）

文教厚生常任委員長、お願いします。

○文教厚生常任委員長（後藤田麻美子君）

文教厚生常任委員会は3月10日開会しました。本委員会に付託されました事件は、審査の結果、次のとおり決定しましたので会議規則第41条の規定により御報告申し上げます。

議案第6号大治町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

主な質疑の内容を御報告申し上げます。

来年度の加入世帯が4,100から4,000世帯、被保険者数6,700人から6,400人に減少しているが、資料では800万円の増額となっているのは国民健康保険税条例の一部改正によるものなのかとの問いに対しまして、税率を定めるとき県の納付金をもとに算出しており、納付金額は昨年度と比較し増額となっている。今回の改正で均等平等割について据え置きで資産割を廃止し、所得割分で税率を改正したものである。

議案第7号大治町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

主な質疑の内容を御報告申し上げます。

社会福祉施設等をあわせて設置する場合の職員の基準で、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員は兼ねることができないという規定であったが、今回新たにどう変わるのかとの問いに対しまして、これまでは設備や保育士等が兼務できなかったが、通常の保育に支障がなく職員の定数が足りている場合は支障がない限り対応できることが緩和されたものであるとの答弁でした。

議案第8号大治町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

質疑はありませんでした。

議案第9号大治町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

質疑はありませんでした。

議案第10号大治町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例につきましては、全員

賛成で可決すべきものと決定をいたしました。

主な質疑の内容を御報告申し上げます。

この条例改正で18歳年度末まで全ての方の医療費が無料となるかとの問いに対しまして、今回の改正では18歳の年度末までの全ての方が対象になるとの答弁でした。

議案第11号大治町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、全員賛成で可決すべきものと決定をいたしました。

質疑はありませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（林 健児君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで質疑を終わります。

まず、議案第6号大治町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原経夫君議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原経夫君でございます。議案第6号大治町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について反対します。

この条例改正により加入世帯数と被保険者数がともに減少する見込みであるにもかかわらず、来年度国民健康保険特別会計は約800万円の増税になる見込みです。町民の負担増につながるこの条例改正に反対します。

○議長（林 健児君）

続きまして、原案に賛成の方の発言を許します。

○1番（鈴木 満君）

議長。

○議長（林 健児君）

1番鈴木 満議員。

○1番（鈴木 満君）

1番鈴木 満です。議案第6号大治町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論します。

今さらではありますが、国民健康保険は5年前の平成30年度から広域化となり、県が国民健康保険の財政運営の責任主体となりました。この広域化に伴い4方式であった資産割額を廃止し、所得割額・均等割額・平等割額の3方式を定められました。また、これまで資産割額の廃止に向けた保険税率の案が示され、その都度検討されてきました。今回の改正で全ての資産割額を廃止し、その分保険税が減収となりますが、その減収分を所得割額で財源を補っており約800万円の増収とされております。反対討論では保険税が増額されるためと発言されておりますが、令和5年度の当初予算で支払準備基金から6000万円が繰り入れされており、税率が急上昇しないよう抑制対策がされております。よって、この条例改正は適正であると考え賛成するものであります。皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（林 健児君）

これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 9名]

○議長（林 健児君）

起立多数です。したがって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第7号大治町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原経夫君議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原経夫君でございます。議案第7号大治町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について反対します。

第10条、他の社会福祉施設等をあわせて設置するときに設備及び職員の基準が緩和されており保育内容の後退になるこの条例改正に反対します。

○議長（林 健児君）

続きまして、原案に賛成の方の発言を許します。

○12番（下方繁孝君）

議長。

○議長（林 健児君）

12番下方繁孝議員。

○12番（下方繁孝君）

12番下方繁孝です。議案第7号大治町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論を行います。

この条例改正は、家庭的保育事業者等に安全計画の策定等及び自動車を運行する場合の所在確認を新設し義務化することで事業所で事故などが発生しないよう利用乳幼児の安全の確保を図るためのものです。今回の改正により家庭的保育事業所等が他の社会福祉施設と併設している場合であっても、併設する施設の設備及び職員を本来の業務に支障のない範囲であれば兼ねることを可能とするものであります。この事業の運営に必要な基準を満たして保育を行うものであり、決して保育が低下するものではありません。人口減少社会にあってもサービスの提供、人材の確保、質の高いサービスを効果的・効率的に提供するためにもこの条例改正は有効なものであります。私はこの議案に賛成するものでありますので皆様の御賛同をお願いします。以上です。

○議長（林 健児君）

これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 9名]

○議長（林 健児君）

起立多数です。したがって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第8号大治町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（林 健児君）

起立全員です。したがって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第9号大治町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（林 健児君）

起立全員です。したがって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第10号大治町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（林 健児君）

起立全員です。したがって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第11号大治町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（林 健児君）

起立全員です。したがって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第12、議案第12号から日程第19、議案第19号までを一括議題とします。

議案第12号から議案第19号について、予算決算常任委員長から報告を求めます。

○予算決算常任委員長（松本英隆君）

議長。

○議長（林 健児君）

予算決算常任委員長、お願いします。

○予算決算常任委員長（松本英隆君）

予算決算常任委員会に付託されました事件の結果について、会議規則第41条の規定により御報告いたします。

去る3月7日の本会議において当委員会に審査を付託されました議案につきましては、3月9日に総務建設分科会、3月10日に文教厚生分科会を開いて審査を行い、本日委員会の全体会を開き、各分科会委員長の審査報告を受けました。

その結果、議案第12号、13号、16号、19号の4議案につきましては、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第14号、15号、17号、18号の4議案につきましては、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。以上で報告を終わります。

○議長（林 健児君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで質疑を終わります。

まず、議案第12号令和4年度大治町一般会計補正予算（第11号）について討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（林 健児君）

起立全員です。したがって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第13号令和4年度大治町介護保険特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（林 健児君）

起立全員です。したがって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第14号令和5年度大治町一般会計予算について討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原経夫でございます。議案第14号令和5年度大治町一般会計予算に反対します。

今年度、給食費について1食当たり小学生40円、中学生50円の補助を行い、保護者負担をふやしませんでした。しかし、この来年度予算案ではこの補助を全てなくし保護者負担を大幅にふやす内容となっています。この後、提案される補正予算でも保護者負担の大幅な増加は避けられません。私は給食費無償化を求めるものであり、物価が急激に上がっている今、少なくとも保護者負担をふやすべきではありません。よって、令和5年度大治町一般会計予算に反対します。

○議長（林 健児君）

続きまして、原案に賛成の方の発言を許します。

○6番（若山照洋君）

議長。

○議長（林 健児君）

6番若山照洋議員。

○6番（若山照洋君）

6番若山照洋です。議案第14号令和5年度大治町一般会計予算について賛成の立場で討論させていただきます。

歳入では、個人町民税の増収、新築家屋の増加による固定資産税の増収が見込まれ、歳出においては子供から高齢者まで世代を超えた交流ができるよう老人福祉センターと西公民館を多世代交流センターへ移行。行政機構改革を行い、新たに財政課と長寿支援課を設置。また、子ども医療費の支給対象者を18歳年度末まで拡充され、災害ボランティア支援本部の総合福祉センターにソーラーパネルを搭載した備蓄倉庫を整備し、砂子防災公園の整備や町内河川のしゅんせつを計画的に推進するなど安全安心なまちづくりに努めている予算となっております。よって、この議案に賛成するものです。皆様の御賛同をよろしく願います。

○議長（林 健児君）

これで討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 9名]

○議長（林 健児君）

起立多数です。したがって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第15号令和5年度大治町国民健康保険特別会計予算について討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原経夫君議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原経夫君でございます。議案第15号令和5年度大治町国民健康保険特別会計予算に

反対します。

大治町国民健康保険税条例の一部改正により令和5年度予算は加入世帯数と被保険者数がともに減少する見込みであるにもかかわらず、約800万円の増税になる見込みです。町民の負担増につながる令和5年度大治町国民健康保険特別会計予算に反対します。

○議長（林 健児君）

続きまして、原案に賛成の方の発言を許します。

○4番（後藤田麻美子君）

議長。

○議長（林 健児君）

4番後藤田麻美子議員。

○4番（後藤田麻美子君）

4番後藤田麻美子です。議案第15号令和5年度大治町国民健康保険特別会計予算について、賛成の立場で討論を行います。

令和5年度の国民健康保険事業の運営に当たり、新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えの解消に加え、薬価を含む医療費の増加なども踏まえて療養給付費が増額となっておりますが、一方で特定健診の自己負担額を無償とするなど医療費抑制のための施策も盛り込まれております。反対の討論では保険税が増額されるためと発言をされておりますが、先の保険税条例の改正の賛成討論にもありましたように、税率の算定によっては令和5年度の当初予算で支払準備基金から6000万円が繰り入れされるなど税率が急上昇しないよう抑制対策が施されておりますので、国民健康保険の円滑な運営のための適切な措置が図られていると考えます。よって、国民健康保険の適切な予算計上がなされておりますので、私は議案に賛成するものであります。皆様の御賛同をお願いいたします。

○議長（林 健児君）

これで討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 9名]

○議長（林 健児君）

起立多数です。したがって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第16号令和5年度大治町土地取得特別会計予算について討論を行います。初めに、原案に反対の方の発言を許します。

[[なし]の声あり]

○議長（林 健児君）

これで討論を終わります。

これから議案第16号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（林 健児君）

起立全員です。したがって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第17号令和5年度大治町介護保険特別会計予算について討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原経夫でございます。議案第17号令和5年度大治町介護保険特別会計予算に反対します。

この令和5年度大治町介護保険特別会計予算の試算でも令和3年度から令和5年度の老人福祉計画・介護保険事業計画策定前の令和2年度末よりも保険給付費準備基金積立金が約4000万円ほどふえることになっています。本来の国の考え方でございます。介護給付費準備基金の取り崩しについて、「介護保険制度において計画期間内に必要となる保険料については各計画期間における保険料で賄うことを原則としていることから計画期間の終了時の介護給付費準備基金の剰余額は次期計画期間に歳入として繰り入れ、保険料上昇抑制に充てるのが一つの考え方である。いうまでもなく介護給付費準備基金の適正な水準は保険者が決定するものであるが、各保険者におかれては上記の考え方に基つき、その適正な取り崩しを含め検討いただきたい」というのが国の考え方でございます。つまり、このように基金は取り崩すことが前提なんですね。町の介護保険特別会計の考え方、以前お聞きしたのでも計画の3年間で基金を半分取り崩すと。つまり、どちらでも減らすんです。基金は減らして3年間減らすように繰り入れて保険料抑制をしなきゃいけないというのが国の考え方でもあり、町の今までの考え方でもございます。しかし、この予算案では基金を減らすどころかふえる計画になっているんですね。国の考え方も基金を取り崩しなさい、保険料抑制しなさい。町の考え方でも同じ。なのに結果として来年度予算、そんなこと言ったとしても基金はふえる。つまり、それだけ介護保険料取り過ぎたわけです。つまり、保険料率上げ過ぎたわけです。私は反対しましたが。

当然、来年度介護保険料の値下げをすべきであると考えます。よって、令和5年度大治町介護保険特別会計予算に反対します。以上です。

○議長（林 健児君）

続きまして、原案に賛成の方の発言を許します。

○10番（林 哲秀君）

議長。

○議長（林 健児君）

10番林 哲秀議員。

○10番（林 哲秀君）

10番林 哲秀でございます。議案第17号令和5年度大治町介護保険特別会計予算について、賛成の立場で討論を行います。

令和5年度の介護保険事業の運営に当たり保険事業勘定では新型コロナウイルス感染症の収束後の利用者の増加を見込み、居宅介護サービス給付費、地域密着型介護サービス給付費が増額となっているなど利用見込みに基づいた保険給付等の予算計上と、これらの財源の一部を充てるため介護給付費準備基金からの繰り入れが予算計上されております。また、介護保険では3年ごとに定める介護保険事業計画までに3年間の保険料が定められています。令和5年度以降においても高齢化社会の上昇や要介護認定者数の増加が見込まれます。介護給付費の増大により介護保険料の上昇は予想されますので、次期計画における介護保険料の急激な上昇を抑制するために介護給付準備基金の残高を令和5年度末に一定額保有することが必要であると考えます。反対の討論では、基金に余剰金があるから介護保険料を減額するように発言されておりますが、先に申しましたように介護保険制度の円滑な運営を図るためには基金の残高を一定額保有することは極めて重要な考えであります。よって、介護保険料の適正な予算計上がなされております。今介護保険を御使用になってみえる方、また私の家族みたいに介護保険を今まで利用している方は非常に感謝しております。よって、私は本予算に賛成するものであります。皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（林 健児君）

これで討論を終わります。

これから議案第17号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 9名]

○議長（林 健児君）

起立多数です。したがって、議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第18号令和5年度大治町後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。  
初めに、原案に反対の方の発言を許します。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原経夫でございます。議案第18号令和5年度大治町後期高齢者医療特別会計予算に反対します。

昨年10月から現役並み所得者の窓口での2割負担が導入されました。その点と後期高齢者医療制度自体に反対である点で、この令和5年度大治町後期高齢者医療特別会計予算に反対します。

○議長（林 健児君）

続きまして、原案に賛成の方の発言を許します。

○4番（後藤田麻美子君）

議長。

○議長（林 健児君）

4番後藤田議員。

○4番（後藤田麻美子君）

4番後藤田麻美子です。

議案第18号令和5年度大治町後期高齢者医療特別会計予算について、賛成の立場で討論を行います。

愛知県内では全ての市町村が加入する広域連合を運営主体とすることで広域化する保険財政の安定化を図るとともに、事務処理等の効率化を目指した制度になっております。令和5年度の後期高齢者医療事業の運営に当たっては、愛知県後期高齢者医療広域連合と調整を図り適切に予算が計上されたものとなっております。反対の討論では、後期高齢者医療制度について対案もなく反対と発言されておられますが、後期高齢者医療制度は国において制度が創設され、関係法令の規定により広域連合及び地方自治体が主体となり事業の推進が認められているものであります。後期高齢者医療制度の是非は国で議論していただくものが適切であると考えます。よって、私は後期高齢者医療特別会計予算について適切な予算計上がなされておりますので、本議案に賛成するものであります。皆様の御賛同をお願いいたします。

○議長（林 健児君）

これで討論を終わります。

これから議案第18号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 9名]

○議長（林 健児君）

起立多数です。したがって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第19号令和5年度大治町下水道事業会計予算について討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで討論を終わります。

これから議案第19号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（林 健児君）

起立全員です。したがって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第20、議案第20号令和5年度大治町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（林 健児君）

町長。

○町長（村上昌生君）

議案第20号令和5年度大治町一般会計補正予算（第1号）。

令和5年度大治町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1707万1000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100億8107万1000円とする。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和5年3月17日提出、大治町長。

今回の補正の内容は、歳出におきましては、総務費において、国のマイナポイント事業第2弾の申し込み期限が延長されたことに伴い、マイナポイントの申し込みにかかる窓口での相談・登録補助を行うため事務職員を雇用する経費として456万5000円を計上し、

教育費において、原油価格・物価高騰により同水準での給食の提供が困難になるため、食材費の高騰分の一部を小中学校に補助し、保護者の負担の上昇を抑制するための経費として小中学校給食費補助金を1250万6000円増額するものでございます。

歳入におきましては、財政調整基金繰入金を1707万1000円増額するものでございます。

○議長（林 健児君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○2番（鈴木康友君）

議長。

○議長（林 健児君）

2番鈴木康友議員。

○2番（鈴木康友君）

2番鈴木康友です。11ページ学校教育総務事業費の中の小中学校給食費補助金ということで、こちら御説明をいただきまして1人20円の補助金を相当する金額が予算で計上されておりますが、まずこちらの金額、補助金につきましての算出の根拠を教えてくださいたいです。

また、補助後の本来の給食費の負担額、また物価上昇による値上げをどれぐらいと見込んでいるのか。最終的にこの補助を行った上で町民といたしますか、学生さん1人当たりどれぐらいの金額になるのかというのを教えてくださいたいです。

○学校教育課長（太田悦寛君）

議長。

○議長（林 健児君）

学校教育課長。

○学校教育課長（太田悦寛君）

まず補助金の根拠ということで予算積算額の根拠になりますが、1食当たり20円の補助となりまして月におおむね18回の給食が行われます。その11カ月分といたしまして算出したものでございます。

[発言する者あり]

○学校教育課長（太田悦寛君）

20円になった根拠ですか。済みません。まず負担の増額についてちょっとお話しさせていただきます。負担の増額ですが、小学生でいきますと1食当たり40円、中学生のほうが1食当たり50円の増額を見込んでおります。そのうち20円という補助となっておりますのでよろしく願いいたします。済みません、おおむね半分、半額程度ということで1人20円とさせていただきます。

物価の上昇率については、おおむね15%を見込んでおりまして、保護者負担につきま

しては1食当たり小学校で20円、中学校で30円の保護者負担の増となります。以上です。

○議長（林 健児君）

他にありませんか。

○2番（鈴木康友君）

議長。

○議長（林 健児君）

2番鈴木康友議員。

○2番（鈴木康友君）

前回補正を行った際には小学生と中学生の補助の数字が違ったんですが、今回はなぜ一律といいますか、小学校も中学校も同じ。先ほど約半分の負担ということでお話を伺いましたが、なぜ同じにしたのか。ちょうど半分ずつにすれば中学校は25円分の補助金を打つ形になったんですが、今回なぜ小中学校同じ金額なのかを教えてくださいたいです。

○学校教育課長（太田悦寛君）

議長。

○議長（林 健児君）

学校教育課長。

○学校教育課長（太田悦寛君）

内部で検討させていただきました結果、小中同じ金額とさせていただきましたのでよろしくお願いたします。

○議長（林 健児君）

他にありませんか。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原経夫君議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原経夫君でございます。おおむね半額ということでございますが、内部で検討したということでございますが、なぜ半額なのか。例えば基金、今回基金からの繰り入れですが基金がないからこれ以上基金を取り崩すことができなかつたのかなのか。それとも単純におおむね半分ずつにしたのか。そこら辺きちっと妥当性のあることを言うていただきというのと、あと給食費現在幾らで、この補正予算によって幾らになる予定なのか。また、小学生1食40円、中学生50円分の補助をする。つまり給食費を上げないためには幾ら必要なのか。

最後に、私一般質問でもさせていただいて検討中だと、4月補正でやると。途中で3

月補正になったわけですが、そこら辺最初からどのような議論だったのか。もともと町長提案では補助なし、補助なしではなくて、この分の補助なしですから40円、50円の補助がないという当初予算が出てきている。それに至る経緯とそこから見直そうというように至った経緯。また、見直すんだったら当然全額補助すべきだと。1食当たり小40円、中50円だと思うんですが、どういう議論をしてこのおおむね半額になったのか。以上、経緯を、一般質問のときにも答えてもらっていないのできちっとした答弁を求めます。

○総務部長（大西英樹君）

議長。

○議長（林 健児君）

総務部長。

○総務部長（大西英樹君）

まず、この補正に至る財源のことだけは私のほうから答弁させていただきます。いろいろな子育て施策がある中でこの給食費の問題について来年度どうしようかというお話を内部で検討しました。その中では昨年については小学校は40円、それから中学校は50円ということでこれ1食当たりです。月額にしますと700円、800円という大幅な負担が強られるというような状況でございましたので、令和4年度については交付金の活用もいたしましてその値上げ分は補助したということです。来年度以降ということがありますが、今のところは物価上昇がおさまらないという状況ではありますが、今後もしばらく続くであろうという見込みの中で、町としましてはこの急激な値上げについては少しでも抑制をしていきたいというところを図っております。そんな中で町の方で負担するもの、また保護者の皆様にもお願いする部分もありますが、児童1人当たり20円というふうにはこれは町のほうで決めさせていただいたところがございます。財源については以上です。

○学校教育課長（太田悦寛君）

議長。

○議長（林 健児君）

学校教育課長。

○学校教育課長（太田悦寛君）

小学生について40円、中学生について50円補助した場合、幾らになるのかということですが、おおよそ2700万円ほどとなります。以上です。

〔「済みません、ちょっと暫時休憩お願いします」の声あり〕

○議長（林 健児君）

暫時休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時51分 休憩

午前11時52分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（林 健児君）

休憩前に引き続き会議を進めます。

○学校教育課長（太田悦寛君）

議長。

○議長（林 健児君）

学校教育課長。

○学校教育課長（太田悦寛君）

1カ月の給食費の見込みでございますが、小学校につきましては4,950円、中学校につきましては5,670円となる見込みでございます。

○9番（吉原経夫君）

幾らから。

○学校教育課長（太田悦寛君）

現状。

○9番（吉原経夫君）

今、幾らから。

○学校教育課長（太田悦寛君）

小学校が4,590円で中学校が5,130円です。以上です。

○教育部長（水野泰博君）

議長。

○議長（林 健児君）

教育部長。

○教育部長（水野泰博君）

給食費についてのこれまでの経緯ということですが、御存じのとおり昨年度急激な物価上昇ということで現場のほうからも給食費、食材費の高騰ということでお話、ご相談がありました。そんな中で給食費の値上げもしていかないと厳しいのではないかというようなお話の中で国から臨時交付金が示されました。町といたしましても保護者の急激な負担増は避けたいというような思いで臨時交付金を使わせていただいて、令和5年の3月までは保護者負担を抑えてまいりました。当初予算を組む段階におきまして、内部での検討等を行ってまいりましたが物価による上昇ということですので、これやはり給食費の、学校給食法の中におきまして給食の食材については保護者負担というのがうたわれてございますので、その方針に従って保護者負担というふうに考えておりましたが、そんな中で一部の議員さんから少しでも抑制をとというような御要望がありましたので、

今回の提案とさせていただきます。以上です。

○議長（林 健児君）

他にありませんか。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原経夫君議員。

○9番（吉原経夫君）

まず今の学校給食法のことを言われましたが、文部科学省の現在の考え方は食材についても国の交付金などを使って無償化など地方自治体の市町村の判断でやっていいと。だから、そこは当たらない。町の考え方で軽減する、無償にする。それは文科省\_\_\_\_\_ということではない、\_\_\_\_\_ということはいけないんですね、言っちゃ。はい。言うことではないですね、ことになります。ですから、今、小学校が4,590円から4,950円、中学校が5,130円から5,670円に上がると。一度上げると今年度途中から交付金に来て、それを充てて給食費の値上げを抑えたと。もう上げちゃったら抑えることはできない。やろうと思えばその交付金使ってまた下げることはできないことはないかもしれませんが、今、抑制を抑える。抑えるではなくてふやさない。それが必要じゃないかと思えます。そして、この後補正予算が来れば、国から補正予算が来ればこれを財源にする。来るか来ないかわからないと言われるかもしれませんが、一旦給食費を上げちゃったら、もう今までの町の考え方では下げたことは私は知らないのです。ですから、据え置き補正予算、給食費据え置き補正を組むべきだと思います。

あと、財源の件で財政調整基金のことを言われましたが、財政調整基金やっぱり減ってはいます。昨年度から今年度にかけて減っております、若干ですね。大量に減っているわけではない。来年度予算ではちょっと大分減るようになってはいますが……

○議長（林 健児君）

吉原議員、質疑簡潔にお願いします。

○9番（吉原経夫君）

財政調整基金をもう少し取り崩せばできないことじゃないですね。

○議長（林 健児君）

質疑を簡潔に。

○9番（吉原経夫君）

ですから、2700万円あればできるのをなぜやらないんだと。財政調整基金、今取り崩せばいいじゃないですか。なぜやらないんですか。はい、以上お願いいたします。

○議長（林 健児君）

暫時休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~  
午前11時58分 休憩

午前11時58分 再開
~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（林 健児君）

休憩前に引き続き会議を進めます。

○総務部長（大西英樹君）

議長。

○議長（林 健児君）

総務部長。

○総務部長（大西英樹君）

財政調整基金の使い方ということですが、通常、税をいただいて行政サービスをしていく上での経常的な経費が不足する場合について、いろんな他分野の経費がありますけれども財政調整基金を活用していくということになります。

また、それ以外には有事の、例えば災害が起きたときのための経費とかそういったものに使うものというふうに認識しております。以上です。

○議長（林 健児君）

他にありませんか。

○7番（松本英隆君）

議長。

○議長（林 健児君）

7番松本英隆議員。

○7番（松本英隆君）

7番松本です。済みません、先ほどの答弁で中学生が5,670円に上がるというのがあったんです。これって20円引いた金額でこの金額になるんですか。負担をして。30円上がるということですよ、今のこれの補正予算と。30円上がってこの金額になるんですかね。ちょっとそこら辺で自分たちも勘違いするといけない。ちょっともう一回答弁お願いします。

○議長（林 健児君）

暫時休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~  
午後0時00分 休憩

午後0時06分 再開
~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（林 健児君）

休憩前に引き続き会議を進めます。

○学校教育課長（太田悦寛君）

議長。

○議長（林 健児君）

学校教育課長。

○学校教育課長（太田悦寛君）

先ほどお答えいたしました小学校が月額4,950円、中学校が月額5,670円というのは、補助金を差し引いた保護者負担の金額ということですのでよろしく願いいたします。

○議長（林 健児君）

他にありませんか。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原経夫でございます。財政調整基金ですが、これは財源の不足を生じたときに使うということで、今回給食費全部で給食費の補助ですが今までどおりやったとして2700万円財源の不足が生じるわけですから財政調整基金でやることはできる。その後、もし国から補正予算が来れば充当すればいいし、私はそのやり方のほうが子供たちのためになると思うんですが、なぜそのやり方をとらないでおおむね半額にしちゃったのか。もし交付金来なければそれはもうこの1年は町負担でやると。それによって財政調整基金少なくなりますが、町政の運営に支障を来すとは私は思いません。町政の支障が来すという考えなんでしょうか。

○総務部長（大西英樹君）

議長。

○議長（林 健児君）

総務部長。

○総務部長（大西英樹君）

国の補助金がつくかどうかということは私は現時点で承知しておりません。保護者負担20円お願いするというふうに決定したのは町当局で相談した結果、そのように決めたところであります。以上です。

○議長（林 健児君）

他にありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第20号は、会議規則第39条第3項により委員会の付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議あり」の声あり〕

○議長（林 健児君）

異議ありの声がありましたので、起立採決を行います。

委員会の付託を省略したいと思われる方、起立願います。

〔起立 9名〕

○議長（林 健児君）

起立多数です。省略することに決定しました。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原経夫でございます。議案第20号令和5年度大治町一般会計補正予算（第1号）に反対します。

今年度給食費について1食当たり小学生40円、中学生50円の補助を行い保護者負担をふやしませんでした。しかし、来年度予算案ではこの補助を全てなくし、保護者負担を大幅にふやす内容となっています。この補正予算でも1食当たり20円だけの補助ということで保護者負担が小学校がひと月当たり4,590円から4,950円、中学校がひと月当たり5,130円から5,670円と大幅にふえる。2700万円の予算を組めば保護者負担はふやすことはなくていいということです。私は給食費無償化を求めるものであり、物価が急激に上がっている今、少なくとも保護者負担をふやすべきではありません。財政調整基金を活用して、使って、今までのどおりの給食費で、最低でも給食費にすべきであると考えます。よって、令和5年度大治町一般会計補正予算に反対します。第1号ですね、反対します。

○議長（林 健児君）

続きまして、原案に賛成の方の発言を許します。

○3番（手嶋いずみ君）

議長。

○議長（林 健児君）

3番手嶋いずみ議員。

○3番（手嶋いずみ君）

3番手嶋いずみです。議案第20号令和5年度大治町一般会計補正予算（第1号）について、賛成の立場で討論を行います。

小中学校の給食費において急激な物価上昇による保護者負担の急増を少しでも緩和するために必要な経費が計上されたものであります。議員がおっしゃるこの議案に反対ということは、保護者負担がふえてもいいということなのかという捉え方になります。よって、私はこの案件に賛成するものであります。皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（林 健児君）

これで討論を終わります。

これから議案第20号を採決します。

議案第20号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 9名]

○議長（林 健児君）

起立多数です。したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

日程第21、同意議案第1号監査委員の選任についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（林 健児君）

町長。

○町長（村上昌生君）

同意議案第1号監査委員の選任について。

大治町監査委員に次の者を選任したいので同意を求める。令和5年3月1日提出、大治町長。

この案を提出するのは、住田昭敏委員の任期が令和5年3月31日をもって満了することに伴い、引き続き委員に選任したいので地方自治法第196条第1項の規定により同意を求めるものでございます。

○議長（林 健児君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

[「なし」の声あり]

○議長（林 健児君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています同意議案第1号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっています同意議案第1号は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで討論を終わります。

これから同意議案第1号を採決します。

同意議案第1号は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（林 健児君）

起立全員です。したがって、同意議案第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第22、発議第1号不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○7番（松本英隆君）

議長。

○議長（林 健児君）

7番松本英隆議員。

○7番（松本英隆君）

7番松本英隆です。

発議第1号不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書の提出について。

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。  
令和5年3月17日、提出者大治町議会議員松本英隆。

要約して提案説明をいたします。

令和3年度における不登校児童生徒数は全国で約24万人と8年連続で増加しています。愛知県でも約1万人以上が不登校と依然高水準で推移しております。このような中、フリースクールなどの民間指導を利用されている家庭もあります。しかし、利用するためには文科省の調べですが月3万3000円程度の経済的負担。また、状況によっては近くに施設がなく遠方へ行くことになり経済的負担に加え、身体的、時間的なども加味しなければなりません。以上のことから衆議院文部科学委員会と参議院文教科学委員会のそれぞれ附帯決議した内容である「不登校の児童生徒がいわゆるフリースクール等の学校以外の場において行う多様な学習活動に対しては、その負担の軽減のための経済的支援のあり方について検討し、その結果に基づき必要な財政上の措置を講ずること」を進めることを強く要望するものであります。

提出先は、衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・内閣官房長官・総務大臣・財務大臣・文部科学大臣です。以上です。

○議長（林 健児君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております発議第1号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっております発議第1号は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで討論を終わります。

これから発議第1号を採決します。

発議第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（林 健児君）

起立全員です。したがって、発議第1号は可決されました。

日程第23、発言の取消しについてを議題とします。

お手元に配付のとおり、3月7日の議案質疑における老人福祉センター所長の答弁について発言取消申出書が提出されました。

これを許可することに賛成の方は起立願います。

[起立 9名]

○議長（林 健児君）

起立多数です。したがって、発言取消しの申し出を許可することに決定いたしました。

○9番（吉原経夫君）

議長。議長、動議。

○議長（林 健児君）

9番吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

私もこの議会最終日に\_\_\_\_\_という言葉を使ってしまいましたので、ちょっと申出書できていませんが口頭で発言取消しの申し出をしたいと思います。

○議長（林 健児君）

暫時休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時18分 休憩

午後0時19分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（林 健児君）

休憩前に引き続き会議を進めます。

ただいま吉原議員より発言取消しの申し出がありました。

発言取消しに賛成の方は起立願います。

[起立 7名]

○議長（林 健児君）

起立多数です。発言取消しを許可することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了しましたので、会議を閉じます。

これで令和5年3月大治町議会定例会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時20分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 林 健 児

署名議員 林 哲 秀

署名議員 下 方 繁 孝